平成２７年（フ）第１０３３号
大阪市浪速区難波中３丁目16番11号
破産者　株式会社アクアエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２７号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目４番55号
破産者　有限会社ダイヤ建設
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０号
茨城県鉾田市舟木50番地62
破産者　有限会社アイユー
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４０号
茨城県ひたちなか市金上1238番地１
破産者　ＣＢＳ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
千葉県鴨川市天津3415番地１
破産者　株式会社叶新聞
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第３６号
千葉県長生郡長生村七井土1880番地87
破産者　富川　嘉彦
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第６７号
新潟県長岡市希望が丘３丁目１番地１
破産者　有限会社サンゼルス
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
岡山県倉敷市笹沖38番地１　日本合成笹沖寮、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島唐琴４丁目12番
破産者　毛利　　基
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３２号
広島市南区東雲３丁目５番20号
破産者　株式会社扇屋
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０号
香川県高松市木太町3861番地４　アート不動産株式会社ビル３階南側室、登記簿上の主たる事務所香川県高松市三条町83番地１
破産者　一般社団法人高松市有線放送電話協会
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市字中深1208番地３
破産者　株式会社南予英弘
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第２０１号
佐賀県小城市牛津町上砥川58番地１
破産者　みなもとフーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５２号
大分県宇佐市大字樋田38番地の15
破産者　佐野　美和
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４２号
青森県八戸市売市１丁目９番15号、住民票上の住所青森県八戸市下長２丁目17番19号
破産者　佐々木博子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６３９号
宮城県塩竈市字伊保石293番地５
破産者　佐藤　知明
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１４号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番14―202号、従前の住所仙台市太白区秋保町境野字中屋敷19番地の５
破産者　丹野　　孝
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１７号
仙台市宮城野区清水沼２丁目13番16号　セプテンバー20―101、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘３丁目19番３号　ブランメルハイツ102
破産者　奈良　伸一
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市羽広字立寄124番地９
破産者　菊地　勝子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下２番地530
破産者　葛西　裕子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１５６号
茨城県ひたちなか市勝田本町32番14号
破産者　谷津田ひろ子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４１号
茨城県水戸市千波町1751番地　北葉山グリーンハイツ２棟203号
破産者　大内　明美
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所